平成 25 年 (2013 年) 11 月 15 日（金）

就労支援事業の会計処理の改善について

当福祉会は、箕面市からの平成 25 年 11 月 13 日付けの「就労支援事業会計」に係る改善通知を受けて、平成 22 年度・23 年度・24 年度の会計処理について見直しを行います。

１．経過

・平成 25 年 8 月 26 日から箕面市の調査を受け、当福祉会において内部調査を開始しました。
・平成 25 年 11 月 13 日付けで箕面市から「就労支援事業会計」に係る改善通知を受け取りました。
・平成 25 年 11 月 29 日までに改善項目について、改善時期・改善方法を策定し「就労支援事業会計改善報告書」を箕面市に提出いたします。

２．対応内容

箕面市からの調査を受けた段階で、当福祉会は、平成 22 年度から平成 24 年度までの過去 3 年間の会計処理の全面的な精査・見直しに着手しました。

その結果、次の点について見直しを実施しました。
（１）平成２２年度の就労支援事業会計の移行時に授産施設会計時の積立金を「施設整備等積立金（就労）として一括積立したことが、国通知に適合していない。
（２）平成２３年度及び平成２４年度において、就労支援事業会計の収支差額を繰越金として会計処理したことが、国通知による取り扱いに適合していない。
（３）平成２２年度、平成２３年度及び平成２４年度において、減価償却費、棚卸資産及び退職給与引当金に関し、計上誤りがある。
（４）平成２２年度、平成２３年度及び平成２４年度において、給与及び法定福利費について、福祉事業会計と就労支援事業会計の按分方法が会計処理の基準に適合していない。

以上の結果、就労支援事業活動収支で収支差額が出る見通しです。
この収支差額は、利用者工賃として遅延利息を加えて利用者に追加支給する予定です。

なお、会計処理に関し、私的な使い込みや不明金は、ありませんでした。

３．今後の予定

会計処理の改善完了までの予定は、以下のとおりです。

・平成 25 年 11 月下旬～12 月初旬ころ　：見直し後の決算を作成
・平成 25 年 12 月中旬ころ　：当福祉会の監事による見直し後の決算を監査
・平成 25 年 12 月下旬ころ　：当福祉会の評議員会・理事会による見直し後の決算を審議

見直しを行った決算の確定後
・平成 25 年 12 月末まで　：追加工賃の支給の対象者に工賃支給遅延のお詫び、追加工賃に遅延利息を加えて支給

今回の不適合については、国通知の解釈を誤り、平成 23 年度以降も毎年度、事業の収支差額を繰越処理ができるものと思い込んでいたことが原因です。

また、会計処理に計上誤りがあったことも深く反省しています。

今後につきましては、事務局一同会計処理等に精通する努力を行うと共に、外部によるチェック体制を導入するなど会計監査機能を強化し、適切な会計処理に努めていく所存でございます。

平成２５年（2013 年）１１月１５日
社会福祉法人あかつき福祉会
理事長　永田吉治

問い合わせ先
社会福祉法人　あかつき福祉会
担当：福田、亀谷
TEL 072-722-6162（直通）